

3 宇 監 第 21 号
令和 3 年 8 月 17 日

宇美町長 木 原 忠 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 吉 原 秀 信



令和 2 年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査意見
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された令和 2 年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 2 年度 宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

1. 審査の対象

令和 2 年度 宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

2. 審査の時期

令和 3 年 7 月 14 日、7 月 27 日、7 月 29 日（3 日間）

3. 審査の結果

令和 2 年度の宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書について、関係証書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められた。

4. 決算の概要

(1) 総 括

令和 2 年度宇美町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、

歳 入 総 額	38 億 5,818 万 8,092 円
歳 出 総 額	38 億 5,249 万 4,198 円
歳入歳出差引額	569 万 3,894 円

の黒字決算となった。

(2) 歳入の状況

歳入全体に占める割合で主なものは、1 款国民健康保険税 7 億 5,996 万 3,052 円（19.7%）、4 款県支出金 26 億 453 万 6,000 円（67.5%）、5 款繰入金 3 億 5,434 万 6,603 円（9.2%）、6 款繰越金 1 億 1,637 万 1,305 円（3.0%）となっている。

1 款国民健康保険税の収入済額の内訳は、現年度分 7 億 1,104 万 9,418 円及び滞納繰越分 4,891 万 3,634 円であった。

4 款県支出金の内訳は、保険給付費に対する普通交付金 25 億 2,062 万 5,000 円及び保険者努力支援分や特定健康診査等負担金などの特別交付金 8,391 万 1,000 円となっている。

5 款繰入金は、一般会計から本特別会計に対する繰入金で、前年度比 6.4%増の 3 億 5,434 万 6,603 円となった。その内容は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分 1 億 6,642 万 3,250 円、同保険者支援分 8,415 万 9,020 円、職員給与費等繰入金 3,184 万 2,000 円、出産育児一時金等繰入金 502 万 9,333 円、財政安定化支援事業繰入金 6,689 万 3,000 円となっている。

6 款繰越金は、平成 31 年度の決算が平成 15 年度以来 16 年ぶりの黒字決算となったことによるもので、1 億 1,637 万 1,305 円の皆増となっている。

(3) 歳出の状況

歳出全体に占める割合で主なものは、2 款保険給付費 25 億 6,603 万 1,071 円 (66.6%)、3 款国民健康保険事業費納付金 10 億 7,010 万 8,712 円 (27.8%)、8 款諸支出金 7,887 万 8,504 円 (2.0%)、11 款基金積立金 6,000 万円 (1.6%) であった。

2 款保険給付費は、前年度比 4.1%減で、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費のすべてにおいて減額となっている。

3 款国民健康保険事業費納付金は、平成 30 年度から福岡県が国保財政運営の主体となったことにより福岡県に支払うもので、医療給付費分 7 億 8,182 万 3,091 円、後期高齢者支援金等分 2 億 1,639 万 8,617 円、介護納付金分 7,117 万 3,646 円、過年度納付金分 713,358 円となっている。

8 款諸支出金は、前年度比 2299.1%増の 7,887 万 8,504 円で、主なものは保険給付費等交付金償還金で 7,362 万 9,904 円の皆増となっている。

11 款基金積立金は、国民健康保険財政調整積立基金に 6,000 万円を積み立てるものである。

他に、9 款繰上充用金は、前年度の赤字額を翌年度予算から補てんするものであるが、平成 31 年度は黒字であったため、令和 2 年度は 0 円となっている。

5. 審査の意見

被保険者の年間平均加入状況は、世帯については 4,775 世帯（前年度比 13 世帯減）、加入者については 7,736 人（前年度比 122 人減）であった。加入世帯の割合は 29.6%（前年度 30.2%）で、被用者保険の適用拡大などにより減少傾向にある。

保険税額の年間調定額は、627 万 1,094 円減の 10 億 7,426 万 8,496 円、一人当たりの年間課税額については 9 万 8,668 円（前年度 9 万 4,150 円）、前年度と比べて 4,518 円の増となっており、過去 5 年間の推移でも平成 30 年度を除き毎年増加の傾向にある。

保険税の収納率については、現年度分 93.14%（前年度 92.90%）、滞納繰越分 15.73%（前年度 15.39%）、現年分と滞納繰越分を合わせた全体分は 70.73%（前年度 68.34%）となっており、収入済額については前年度比 2,146 万 4,138 円増の 7 億 5,996 万 3,052 円となった。

歳出では、2 款保険給付費については、前年度比 4.1%、1 億 970 万 7,805 円減の 25 億 6,603 万 1,071 円となり、被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えによるものと考えられる。また、被保険者一人当たりの年間医療費は 38 万 6,730 円となり、前年度 40 万 355 円との比較では 3.4%の減少である。

国保財政については、平成 28 年度に実施された国保税率の改定や平成 30 年度の国保制度改革により改善の方向となり、平成 31 年度に続き黒字決算となった。黒字分の一部を財政調整基金へ積立てを行うなど、安定した財政運営になっている。今後も収支のバランスに注視していきたい。

収納率向上に関しては、スマートフォンアプリによる納付方法の追加、ファイナンシャルプランナーによる納付相談、収納業務委託方法の見直しによる滞納者との接触機会の増加など、収納率向上のため数々の取組がなされており、今後とも継続されたい。

保健事業については、特定健診の実施率は目標 37.3%に対し 22.0%（決算審査時における速報値）、特定保健指導の実施率は目標 65.5%に対し 63.9%（決算審査時における速報値）で、新型コロナウイルス感染症の影響により健診日数が少なくなったため受診者数が大幅に減少している。今後とも健診による健康づくりの推進に取り組んでいただき、より一層、医療費の適正化に努力されたい。